

愛媛県保育士修学資金貸付等事業実施要綱

第1 目的

この制度は、保育士資格の新規取得者の確保、保育士の離職防止、保育士資格を有する者であって、保育士として勤務していない者（以下「潜在保育士」という。）の再就職支援を図るため、指定保育士養成施設に在学し、保育士資格の取得を目指す学生に対する修学資金や保育士資格を持たない保育所等に勤務する保育士の補助を行う者（以下「保育補助者」という。）の雇上げに必要な費用、未就学児を持つ保育士の子どもの保育料や潜在保育士の再就職のための準備に必要な費用、未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援に必要な費用を貸し付けることにより、保育人材の確保を図ることを目的とする。

第2 実施主体

社会福祉法人愛媛県社会福祉協議会

第3 貸付対象

修学資金等の貸付けの対象は、以下に掲げる者とする。

1 保育士修学資金貸付

修学資金貸付の対象となる者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の6に基づき知事の指定する保育士を養成する学校その他の施設（以下「養成施設」という。）に在学する者であって、将来愛媛県の区域内において、愛媛県保育士修学資金貸付事業運営要領（以下「要領」という。）第11号（1）に規定する業務に従事しようとする者とする。

2 保育補助者雇上費貸付

以下のいずれかの要件を満たす施設又は事業者

（1）新たに保育補助者の雇上げを行う以下の施設又は事業者

ア 児童福祉法第7条に規定する保育所及び幼保連携型認定こども園（地方公共団体が運営するものを除く。）

イ 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を行う者

ウ 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業を行う者

エ 子ども・子育て支援法第59条の2第1項に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち、「企業主導型保育事業等の実施について」の別紙「企業主導型保育事業費補助金実施要綱」の第2の1に定める企業主導型保育事業（3（1）ケにおいて「企業主導型保育事業」という。）を行う者

（2）特に保育士の業務負担軽減に資する取組みを行っている、上記（1）のアからエの施設又は事業者であって、県が適当と認める者

3 未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付

以下のいずれかの要件を満たす者。ただし、保育士として週20時間以上の勤務を要すること。

（1）未就学児を持つ保育士であって、以下に掲げる施設又は事業（以下「保育所等」という。）に新たに勤務する者

ア 児童福祉法第7条に規定する保育所

イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する「幼稚園」のうち次に掲げるもの

- ・教育時間の終了後等に行う教育活動（預かり保育）を常時実施している施設
 - ・ウに定める「認定こども園」への移行を予定している施設
- ウ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する「認定こども園」
- エ 児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する事業であって、同法第34条の15第1項の規定により市町が行うもの及び同条第2項の規定による認可を受けたもの
- オ 児童福祉法第6条の3第13項に規定する「病児保育事業」であって、同法第34条の18第1項の規定による届出を行ったもの
- カ 児童福祉法第6条の3第7項に規定する「一時預かり事業」であって、同法第34条の12第1項の規定による届出を行ったもの
- キ 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条第1項第4号に規定する離島その他の地域において特例保育を実施する施設
- ク 児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する事業又は同法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって第34条の15第2項、第35条第4項の認可又は認定こども園法第17条第1項の認可を受けていないもの（認可外保育施設）のうち、地方公共団体における単独保育施策（いわゆる保育室・家庭的保育事業に類するもの）において保育を行っている施設
- ケ 企業主導型保育事業
- (2) 保育所等に雇用されている未就学児を持つ保育士であって、産後休暇又は育児休業から復帰する者
- 4 就職準備金貸付
- 以下の要件のいずれも満たす者（第4の1の(2)保育士修学資金貸付における就職準備金の加算を受けた者を除く。）。ただし、保育士として週20時間以上の勤務を要すること。
- (1) 以下に掲げる施設若しくは事業を離職した者又は当該施設若しくは事業に勤務経験のない者
- ア 児童福祉法第7条に規定する保育所及び幼保連携型認定こども園
 - イ 児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業
 - ウ 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業
 - エ 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業
 - オ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園
- (2) 保育所等に新たに勤務する者
- 5 未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付
- 以下の要件のいずれも満たす保育所等に雇用されている保育士
- (1) 未就学児を持ち、保育所等を利用している者
- (2) 保育所等における勤務の時間帯により、子どもの預かり支援に関する事業を利用する者

第4 貸付期間及び貸付額

1 保育士修学資金貸付

(1) 貸付期間は、養成施設に在学する期間とする。ただし、貸付期間は2年間を限度とする。

(2) 貸付額は、月額 50,000 円以内とする。ただし、貸付けの初回に入学準備金として 200,000 円以内を、卒業時に就職準備金として 200,000 円以内をそれぞれ加算することができるものとする。

また、貸付申請時に生活保護受給世帯（これに準ずる経済状況にある世帯を含む。）の者であって、養成施設に入学し、在学する者については、養成施設に在学する期間の生活費の一部として、1月当たり貸付対象者の貸付申請時の居住地の生活扶助基準の居宅（第1類）に掲げる額のうち貸付対象者の年齢に対応する年齢区分の額に相当する額以内を加算することができるものとする。

2 保育補助者雇上費貸付

(1) 貸付期間は、保育補助者が保育所に勤務する期間とし、当該保育所に勤務を開始した日から起算して3年間を限度とする。

(2) 貸付額は、年額 2,953,000 円以内とする。ただし、貸付申請日の属する年度の4月1日における常勤の保育士に占める未就学児を持つ保育士の割合が2割以上の施設又は事業所において、貸付により2人以上の保育補助者を雇い上げる場合、年額 2,215,000 円以内を加算し、貸付額を年額 5,168,000 円以内とすることができるものとする。なお、貸付に当たっては、第3-2(1)イ及びウの貸付対象については、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第29条に規定する地域型保育給付費又は同法第30条に規定する特例地域型保育給付費の支給の算定の対象となる者の雇上げに係る費用を除き、第3-2

(1) エの貸付対象については、企業主導型保育事業費補助金において当該補助金の算定の対象となる者の雇上げに係る費用を除くこととする。

3 未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付

(1) 貸付期間は、未就学児をもつ保育士が保育所等に勤務する期間とし、当該保育所等に勤務を開始した日から起算して1年間を限度とする。

(2) 貸付額は、未就学児の保育料の半額とし、月額 27,000 円を上限とする。ただし、千円未満は切り捨てるものとする。

4 就職準備金貸付

貸付額は、200,000 円以内とする。ただし、別に定める保育士の有効求人倍率が一定以上の場合においては、200,000 円を加算し 400,000 円以内とすることができるものとする。なお、貸付けに当たっては同一の貸付対象者に対し、1回限りとする

5 未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付

(1) 貸付期間は、未就学児を持つ保育士が保育所等に勤務する期間とする。ただし、貸付期間は2年間を限度とする。

(2) 貸付額は、貸付対象者がファミリー・サポート・センター事業、ベビーシッター派遣事業その他の子どもの預かり支援に関する事業を利用した料金の半額とし、年額 123,000 円以内とする。

第5 事業実施方法

1 要領第12号及び第13号に規定する修学資金の返還期間、返還額、返還方法（当該返還期間等を変更する場合を含む。）について、愛媛県の承認を受けるものとする。

- 2 要領第 14 号（3）に規定する債務の裁量免除を行う場合は、その妥当性について、愛媛県の承認を受けるものとする。
- 3 その他事業の実施に当たって必要な指導・助言・事業実施状況の確認を愛媛県より受けるものとする。

第 6 貸付事務費

貸付事務費は 1 事業当たり 4,275,000 円までの範囲で使用できることとする。

第 7 適正な経理の実施

- 1 愛媛県社会福祉協議会会長は、この事業に関する特別会計を設定して、その収支を明確にしておかなければならない。
- 2 この事業を実施している間の返還金の取扱いは、貸付金の運用によって生じた運用益及び当該年度の前年度において発生した返還金は、当該特別会計に繰り入れるものとする。
- 3 この事業を廃止した場合、その時点で保有する貸付原資は愛媛県に返還し、返還金の取扱いについては、その年度以降毎年度その年度において返還された修学資金に相当する金額を愛媛県に返還するものとする。

第 8 その他

この要綱の外、疑義があるものについては、社会福祉法人愛媛県社会福祉協議会と愛媛県が協議するものとする。

附則

この要綱は、平成 25 年 7 月 18 日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この要綱は、平成 27 年 12 月 9 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この要綱は、平成 28 年 11 月 24 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この要綱は、平成 29 年 3 月 28 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この要綱は、令和 2 年 3 月 10 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この要綱は、令和 5 年 6 月 22 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。